

厚生労働省発雇児0123第1号

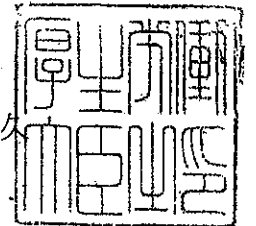
労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案要綱（次世代育成支援対策推進法の一部改正関係）」について、貴会の意見を求める。

平成26年1月23日

厚生労働大臣 田 村 憲 久



(別紙)

第一 次世代育成支援対策推進法の一部改正関係

一 特例認定制度の創設

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案要綱（次世代育成支援対策推進法の一部改正関係）

(一) 厚生労働大臣は、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らして適切な一般事業主行動計画を策定したこと等の厚生労働大臣の認定を受けた事業主（以下「認定一般事業主」という。）からの申請に基づき、当該認定一般事業主について、次世代育成支援対策の実績が相当程度あることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定（以下「特例認定」という。）を行うことが出来るものとする。

(二) 特例認定を受けた認定一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、一般事業主行動計画の策定及びその旨の届出に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、次世代育成支援対策の実施の状況を公表しなければならないものとする。

(三) 特例認定一般事業主は、広告等に厚生労働大臣の定める表示を付することができるとし、何人

もこの場合を除くほか、広告等に当該表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないものとする
こと。

(四) 特例認定一般事業主が、次世代育成支援対策の実績が相当程度あることその他の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、(二)の公表をせず又は虚偽の公表をしたとき等に該当するときは、厚生労働大臣は、特例認定を取り消すものとする。

二 期限の延長

法律の有効期限を十年間延長し、平成三十七年三月三十一日までとすること。

三 その他

- (一) 罰則について必要な規定の整備を行うこと。
- (二) その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十七年四月一日から施行すること。ただし、第一の二については公布の日から施

行すること。

二 検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の次世代育成支援対策推進法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。